

平成 30 年度

事業報告

自 平成 30 年 2 月 1 日
至 平成 31 年 1 月 31 日

公益財団法人海外医学生支援協会
(International Medical Students Support Association)

平成 30 年度事業報告

I. 事業の状況

1. 奨学金事業

(1) 募集について

募集期間：平成 30 年 5 月 1 日～平成 30 年 7 月 17 日

募集方法：平成 30 年 5 月 1 日からホームページに募集要項を掲載し、事務所受付に備え置く

対象者：海外の大学の医学課程に在籍もしくは入学が決まっている者

申込方法：奨学金規程第 2 条の書類の提出による

(2) 選考について

上記 (1) により募集を行ったが、応募者がいなかったため、選考委員会を開催しなかった。

(3) 奨学金の支給について

既に支給が決定している奨学生 4 名について支給を継続したが、うち 1 名は卒業により、2 名は留年により支給を終了した。

(4) 学業及び生活に関する報告

支給継続中の奨学生 4 名について、奨学金規程第 13 条に基づき、支給期間において「報告書」を提出させた。(別紙、報告書)。

2. 情報提供等の支援事業

(1) 自治体や医療機関等へのアプローチによる活動認知

① 平成 30 年 2 月

木曾代表理事がハンガリーを訪問。奨学生 2 名と面談し学業及び生活を確認

② 平成 30 年 3 月

長谷川業務執行理事の指示により事務局長が上尾中央医科グループを訪問し活動認知

③ 平成 30 年 6 月

木曾代表理事、松川業務執行理事及び長谷川業務執行理事がチェコ及びハンガリーを訪問し現地情報の収集

④ 平成 30 年 9 月

長谷川業務執行理事の指示により事務局長がハンガリー一国立大学医学部 4 校で学ぶ日本人学生に対して活動認知

⑤ 平成 31 年 1 月

長谷川業務執行理事の指示により事務局長が新潟県福祉保健部医療・看護職員確保対策課を訪問し活動認知

(2) 自治体や医療機関等の情報の収集、整理

平成 30 年度事業報告

① 平成 30 年 2 月～平成 31 年 1 月（毎月第一水曜日）
松川業務執行理事が岡山県医療過疎地域の検討会に出席

② 平成 30 年 11 月
研修病院マッチング協議会による初期研修マッチング状況の調査
へき地病院協議会ホームページからの情報収集

(3) 収集した情報及び提供を受けた情報の開示

- ① ハンガリー医科大学事務局及びチェコ医科大学事務局に奨学金情報を提供
- ② 収集した情報を閲覧可能にするため事務所に据え置き

II. 処務の概要

1. 会議等に関する事項

(1) 理事会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 30 年 3 月 16 日	1. 平成 29 年度事業報告及び決算承認について 2. 評議員選考委員会の外部委員の選定について 3. 奨学金選考委員の選定について 4. 評議員会に提出する理事・監事候補者名簿について 5. 評議員会開催について 6. 職務執行状況の報告について	全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決
平成 30 年 4 月 10 日 (決議の省略)	1. 代表理事・業務執行理事の選定について	全会一致で承認・可決
平成 30 年 12 月 7 日	1. 平成 31 年度事業計画書について 2. 平成 31 年度収支予算書について 3. 評議員会開催について 4. 職務執行状況の報告について	全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決

(2) 評議員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 30 年 4 月 9 日	1. 平成 29 年度事業報告及び決算承認について 2. 理事及び監事の選任について	全会一致で承認・可決 全会一致で承認・可決
平成 30 年 12 月 14 日	1. 平成 31 年度事業計画書及び収支予算書について	全会一致で承認・可決

平成 30 年度事業報告

(3) 評議員選定委員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 30 年 4 月 9 日	評議員の選定	3 名を選定

2. 寄附金に関する事項

寄附の目的	寄附者	申込金額	領収額
1. 奨学金用貸付資金	(一財) ハンガリー	0 円	0 円
2. 事業用経費	医科大学事務局	2,500,000 円	2,500,000 円
3. 管理・全般経費の資金	代表理事 川田志明	2,500,000 円	2,500,000 円

平成 30 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。